

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる  
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) **883,661** 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費 **19,049,136** 千円

(単位:千円)

施策区分		経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉事業	90,830	6,595		6,974	77,261
	高齢者福祉事業	347,111	6,850		20,401	319,860
	障害者福祉事業	2,755,952	1,850,546		36,231	869,175
	児童福祉事業	1,404,648	508,487		27,461	868,700
	保育所事業	300,375	1,004		99,123	200,248
	児童措置費	6,216,274	3,639,697	19,300	351,587	2,205,690
	生活保護扶助事業	1,359,255	1,028,407		15,001	315,847
	災害復興支援事業	10,600	7,710		800	2,090
	小計	12,485,045	7,049,296	19,300	557,578	4,858,871
社会保険	国民健康保険事業	758,580	419,654			338,926
	介護保険事業	1,770,741	12,852			1,757,889
	後期高齢者医療事業	1,847,223	259,258		56,171	1,531,794
	小計	4,376,544	691,764	0	56,171	3,628,609
保健衛生	保健衛生事業	5,100			824	4,276
	母子保健給付事業	113,305	2,437		881	109,987
	救急医療対策事業	30,922			460	30,462
	保健センター事業	69,896			7,093	62,803
	病院事業	1,546,395			711	1,545,684
	地域医療・医師確保対策事業	12,000				12,000
	疾病予防対策事業	284,698	3,771			280,927
	保健活動事業	125,231	10,416		15,124	99,691
小計	2,187,547	16,624	0	25,093	2,145,830	
合計		19,049,136	7,757,684	19,300	638,842	10,633,310

一般財源のうち社会保障財源化分 **883,661**

※1 社会保障4経費とは、消費税法第1条第2項に規定する経費で、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のこと。

※2 上記経費は、事務費や事務職員の人件費を除いたもの。